

大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、軽費老人ホーム（以下「施設」という。）に入所する者に対するサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の減免を行った社会福祉法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって老人福祉行政の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 軽費老人ホーム　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。
- (2) サービスの提供に要する費用　大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第11号）第16条第1項第1号に規定するサービスの提供に要する費用をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による軽費老人ホーム事務費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、大津市内に施設を設置・運営する社会福祉法人とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、社会福祉法人が大津市内に設置する施設の運営に要する費用のうち、大津市軽費老人ホーム利用料等取扱基準（以下「利用料等取扱基準」という。）に基づき、徴収すべき事務費の一部を減免した場合における当該減免した経費とする。

2 前項に規定する事務費は、施設を運営するために必要となる職員の俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、雑費及び利用者保健衛生費に充当する経費とする。

3 補助金の交付額は、予算の範囲内において、施設ごとに事務費実支出額と利用料等取扱基準に定める事務費の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、利用者から徴収した事務費徴収額の年間総合算額（利用料等取扱基準別表2に定める本人からの月額徴収額に各月初日現在の入所者数を乗じて算出した額の合計額とする。）を控除して得た額（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第

4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書は、次に掲げる書類を添付した上、当該年度の5月末日（新たに施設を開設する場合にあっては、その開設の日から2か月を経過する日）までに提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 補助金所要額内訳書
- (3) 利用料の額を明らかにすることができる当該施設の利用規定等
- (4) 収支予算書

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市軽費老人ホーム事務費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市軽費老人ホーム事務費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市軽費老人ホーム事務費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市軽費老人ホーム事務費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市軽費老人ホーム事務費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市軽費老人ホーム事務費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市軽費老人ホーム事務費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書は、次に掲げる書類を添付した上、当該年度終了後1か月以内に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 補助金精算内訳書

(3) 収支決算書

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

- 2 市長は、規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定による請求があったときは、分割して概算払により補助金を交付するものとする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市軽費老人ホーム事務費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
2 この要綱は、滋賀県が実施する軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使

用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。